

令和4年度「未来の妊娠・出産を考えるきっかけづくり事業」における 社会人向け講演会イベント実施等に係る業務委託企画提案競技 実施要項

1 趣旨

令和3年2月に国により策定された「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本方針」において、「男女を問わず，相談支援や健診等を通じ，将来の妊娠のための健康管理に関する情報提供を推進するなど，プレコンセプションケア（受胎前の健康管理）に係る体制整備を図る」とされたこと等を踏まえ，本県においても標記事業を令和4年度より実施することとした。

この事業では，子ども・若者が主体的に将来を選択できるよう，妊娠・出産等に関する医学的・科学的な知識や支援制度を踏まえたライフプランニングを考えるきっかけを提供するための講演会の実施等を予定している。

また，本事業は，子ども・若者が主体的に将来を選択することに資するものであることから，本県の一層の活性化及び県民サービスの向上の一環として官民が連携し，若者世代に訴求力のある効果的・効率的な事業として実施することを想定している。

本要項では，当該事業のうち，社会人向け講演会イベント実施等に係る業務委託業者の企画提案協議を実施するに当たり必要な事項を定める。

2 企画提案競技に付する事項

(1) 業務名

令和4年度「未来の妊娠・出産を考えるきっかけづくり事業」における社会人向け講演会イベント実施等に係る業務

(2) 業務内容

別添仕様書による。

(3) 履行期限

令和4年11月30日（水）

3 委託経費

2,500千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

4 委託提案協議に参加する者に必要な資格

以下のすべてを満たす者とする。

- (1) 別紙仕様書に記載された「ライフプランセミナーの企画及び運営」等の業務を実施する能力を有すること。
- (2) 本事業の実施について，県からの求めに応じて協議に対応できる体制を整えていること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

- (4) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号に該当すると認められる事案があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者でないこと。
- (5) 参加申込書の提出の日から委託候補者を選定するまでの間に、国又は地方公共団体との契約に関して、指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法第17条又は民事再生法第21条の規定による更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた場合は、更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がれていること。
- (7) 主たる事業所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税の滞納がないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は第6号に規定する暴力団員若しくはこれら暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者がいないこと。

5 企画提案の方法等

(1) 提出書類

- ① 企画提案書届出書(様式1) 10部
- ② 企画提案書(任意様式) 10部

<留意事項等>

- ・ 講演会イベントは半日程度を想定。
- ・ 若者に訴求力のある全体イベントのメインとして講演会を据える構成イメージであり、イベントとして提案を行うこと。
※ メインとなる講演会の内容や講師等は別途当課が検討を行う
- ※ 前後するステージイベントや会場内での集客イベント、会場全体の設営などについて提案を行うこと。
- ・ 詳細は別添仕様書を確認すること。
- ・ 仕様書記載事項の他に、健康づくりやライフプランニングに関する企業活動の周知・PRを、新たな提案として提示することが可能。ただし、当該周知・PRに関する経費は、本県は負担しない。
- ・ イベントを共催して実施し、企業独自でも同イベントのPR活動をする意向がある場合は、その旨が分かるよう提案すること。
- ・ 実施体制(責任者名や職務経歴、実施に係る人員体制等)について記載すること。

- ③ 事業費内訳書(任意様式) 10部

(2) 事前説明会の実施

4 を満たす者に対し、以下のとおり事前説明会を実施する。

- ① 日時
令和 4 年 5 月 20 日（金） 午後 4 時から 30 分程度
 - ② 方法
WEB 会議システムによる
 - ③ 参加の申込み
説明会参加申込書（様式 2）により、令和 4 年 5 月 19 日（木）までに電子メールにて提出する。
- (3) 企画提案競技の参加申込み
- ① 申込み方法
企画提案競技参加申込書（様式 3）により、電子メールにて提出する。
 - ② 提出期限
令和 4 年 6 月 3 日（金） 午後 5 時 15 分まで
- (4) 企画提案競技や仕様書等に関する質問
- ① 質問の提出方法
質問票（様式 3）により、電子メールにて提出する。
なお、上記以外の来課や電話等による質問は受け付けない。
 - ② 提出期限
令和 4 年 6 月 3 日（金） 午後 5 時 15 分まで
 - ③ 質問への回答
令和 4 年 6 月 7 日（火） 午後 5 時 15 分までに、すべての参加者に対し、電子メールで回答する。
 - ④ 留意事項
質問書の提出は、説明会参加申込書（様式 2）を期限内に提出したものに限る。
- (5) (1)に定める企画提案に関する書類の提出期限
令和 4 年 6 月 17 日（金） 必着
- (6) 提出方法
持参または郵送
- (7) 提出等に係る留意事項
- ① 企画書の提案は、1 者につき 1 案に限る。
 - ② 企画書の規格は、A 4 判又は A 3 判の折り込みとする。
 - ③ 提出された企画書は返却しないこととし、提出後の修正は認めない。
 - ④ 期限までに提出されなかった企画提案書は、いかなる理由があっても選定されない。
 - ⑤ 企画提案書は、受託者選定作業等必要な範囲において、複製することがある。
 - ⑥ 採用された企画提案書の著作権は、鹿児島県に帰属する。
 - ⑦ 受託者決定後は、県と十分に協議しながら事業内容を決定することとし、企画の一部を修正又は変更する場合がある。
 - ⑧ 企画書作成及び提出に関する経費は、企画提案者の負担とする。

- ⑨ 採用された企画提案書等の著作権及び著作権は、鹿児島県に帰属する。
- ⑩ 採用された提案内容については、行政機関が取得した文書について開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。
- ⑪ 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

6 選考及び契約の締結

(1) 審査・選考の方法

選考委員会を開催し、審査の結果、最も優れているとされた企画提案書を提出した者を契約の相手方の候補者として決定する。企画提案のプレゼンテーションは、実施しない。

なお、審査に際し、内容等で確認を要する事項がある場合には、企画内容について問合せを行う。

(2) 選考結果

選考結果は、企画提案者全員に対して書面により通知する。

なお、審査結果についての異議申し立ては、一切受け付けない。

(3) 契約の締結

県は、契約の相手方の候補者として決定された者と協議の上、業務委託契約を締結する。

7 手続きの流れ

令和4年5月6日（金）	企画提案の募集開始
令和4年5月19日（木）	説明会参加申込み期限
令和4年5月20日（金）	説明会
令和4年6月3日（金）	企画提案参加申込み期限
令和4年6月3日（金）	質問書提出期限
令和4年6月17日（金）	企画提案書提出締切
令和4年6月下旬	審査・選考
令和4年7月初旬	委託契約の締結及び業務着手

8 応募・問合せ先

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1

鹿児島県くらし保健福祉部子ども家庭課母子保健係 稲葉・東瀬戸

TEL：099-286-2775 FAX：099-286-5560

E-mail：boshi@pref.kagoshima.lg.jp

9 注意事項

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染状況によって講演会イベントの実施が困難であると判断した際は、協議の上、委託契約の内容を変更することがある。
- ・ 企画提案競技の参加に当たり知り得た情報は、他に漏らさないこと。